**平成２１年（フ）第１３９９号**
京都市南区久世大築町203番地　市営住宅５棟306号
債務者　佐々木茂子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古川　美和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月13日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２１年（フ）第３０４号**
山形県村山市楯岡中町５番17―303号　市営楯岡中町住宅　１号
債務者　平山ミツ子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
山形地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第３０５号**
山形県東根市六田２丁目５番８号
債務者　高梨　良子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
山形地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第５６０号**
神奈川県伊勢原市田中84―１　グレイスＹＯＳＨＩＫＡＷＡ303号室、住民票上の住所神奈川県平塚市四之宮１丁目15番34―305号パークロイヤルヒルズ
債務者　齋藤　安志
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２１年（フ）第５７４号**
神奈川県小田原市寿町１丁目14番２号　中村貸家
債務者　瓜生しのぶ
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２１年（フ）第５７９号**
神奈川県平塚市徳延60番地の５
債務者　片倉　義文
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２１年（フ）第３８８号**
愛知県一宮市木曽川町門間字福塚前78番地リトルタウン福塚305号
債務者　田中　　潔
1　決定年月日時　平成21年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２１年（フ）第５９号**
和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見3858番地の１
債務者　八川　智司
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

**平成２１年（フ）第６０号**
和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見3858番地の１
債務者　八川　　結（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

**平成２１年（フ）第６６号**
和歌山県田辺市龍神村宮代540番地の４
債務者　上田　市子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

**平成２１年（フ）第１８０号**
福島県いわき市小名浜字上町62番地
債務者　江上麻菜美（旧姓真船）
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
福島地方裁判所いわき支部

**平成２１年（フ）第１８６号**
福島県いわき市小名浜字林ノ上247番地の７いずみ荘２
債務者　折笠　健二
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
福島地方裁判所いわき支部

**平成２１年（フ）第１８５号**
群馬県太田市西矢島町304番地２　関塚ハイツ202号
債務者　鈴木　真吾
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
前橋地方裁判所太田支部

**平成２１年（フ）第１９０号**
群馬県邑楽郡大泉町西小泉１丁目10番19号
債務者　西村　光司（旧姓田部井）
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
前橋地方裁判所太田支部

**平成２１年（フ）第１９１号**
群馬県太田市末広町1229番地18
債務者　萩本　弘之
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
前橋地方裁判所太田支部

**平成２１年（フ）第１９２号**
群馬県太田市由良町1696番地３
債務者　生江　　博
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
前橋地方裁判所太田支部

**平成２１年（フ）第３７７号**
愛知県稲沢市祖父江町拾町野屋敷間208番地３
債務者　渡辺　美貴（旧姓石上）
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
名古屋地方裁判所一宮支部